

令和 7 年 6 月（第 2 回）定例会 産業建設委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第 55 号公の施設の区域外設置に関する協議の件外 2 件について、付託されました産業建設委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第 55 号から第 57 号までの 3 件については全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第 55 号公の施設の区域外設置に関する協議の件です。

本案は、山陽小野田市が宇部市の区域内に公の施設を設置することについて協議するため、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、山陽小野田・楠企業団地内の宇部市の区域に新たに建設される工場への給水のため、山陽小野田市の上水道施設を宇部市に設置するとのことであるが、宇部市の水道管はこの企業団地近辺のどの辺りまで整備されているのかをただしたところ、団地北側の県道交差点付近まで宇部市の配水管が伸びている。しかし、口径が小さく、本市が小野田・楠企業団地で給水するためには大きい口径の配水管を新たに整備する必要があるため、すでに同企業団地内に整備済の山陽小野田市の上水道施設から工場へ給水する管を設置したいとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 56 号及び議案第 57 号損害賠償の額を定める件の 2 議案についてです。

議案第 56 号は令和 6 年 2 月 13 日に市内明神町の市道において発生した路線バスによる人身事故について、議案第 57 号は令和 7 年 1 月

22日に山口市小郡明治の市道において発生した路線バスによる人身事故について、損害賠償の額を定める件として、宇部市交通事業の設置等に関する条例第7条の規定により、市議会の議決を求めるものです。

議案第56号に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、損害賠償額の算出根拠についてただしたところ、宇部市側に全面的に過失があるため、治療費全額が交通局の負担となり、慰謝料については、弁護士基準により算定されたとのことでした。

次に、バス運転士の当日の健康状況及び事故歴についてただしたところ、当日の健康状態に問題はなく、事故歴は、勤続12年間のうち今回の事故を合わせて5件とのことでした。

次に、議案第57号に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、バス運転士の事故歴についてただしたところ、勤続年数が28年11か月のうち、直近10年間で5件とのことでした。

また、事故の再発防止策として、これまでの事故防止策に加えて、事故を起こす可能性の高い運転士を対象とした事故防止再発予防教育の実施、運転士全員を対象とした睡眠時無呼吸症候群検査の実施、連続運行時間が1時間を超える長大路線や勤務内容の見直しによる運転士の労働環境の改善、といった意識面、体調面を重視した対策に重点的に取り組むという説明がなされました。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、産業建設委員会の報告を終わります。